

「週休2日工事」試行実施要領

平成30年9月26日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週6休以上の休日を確保することをいう。
- (2) 「休日」とは、現場での作業を一切行わない(現場を閉所する)日をいう。
ただし、祝日、夏季休暇、年末年始休暇は含まない。

(試行方式)

第3 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む受注者希望方式とする。

(試行の対象)

第4 週休2日工事は、入札公告(指名通知)及び特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

<入札公告(指名通知)記載例>

5 その他の事項

本工事は、受注者の希望により週休2日工事を実施することができる試行対象工事である。

<特記仕様書記載例>

第 条 休日の確保

本工事は、受注者の希望により週休2日工事を実施することができる試行対象工事である。

試行にあたっては、『「週休2日工事」試行実施要領』に基づき行う。

試行実施要領については、宮崎県ホームページから入手できる。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/index.html> (環境森林部)

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/index.html> (農政水産部)

(実施手続)

第5 受注者は、週休2日工事を実施する希望がある場合、工事打合簿(様式1)により、発注者へ協議するものとする。

- 2 前項において、協議が調い、試行を実施する場合、受注者は週休2日の計画を反映した計画工程表を提出するものとする。
- 3 受注者は、週休2日の取得計画及び実績の確認のため、別紙1を参考に週間工程表を作成し、毎週初日に主任監督員に提出するものとする。
- 4 主任監督員は、前項により提出された週間工程表を基に、休日の確保状況を確認するものとする。
- 5 受注者は、別紙2を参考とし、工事看板に「週休2日工事」である旨を記載するものとする。
- 6 受注者は、工事完了後14日以内（土、日及び祝日を含む。）に別紙3によりアンケートに回答するものとする。
- 7 受注者は、週休2日の取組結果について、工事打合簿（様式1）により、発注者へ報告するものとする。
- 8 前項において、達成状況について協議が調った後、第6の補正率を決定するものとする。なお、その際発注者が監督員指示書（様式2）により、受注者へ指示するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間設工事費の補正）

- 第6 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費、機械経費（賃料）・間接工事費に下表の補正係数を乗じるものとする。

	閉所状況		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5% 以上	25%以上 28.5%未満	21.4%以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

（留意事項）

- 第7 週休2日工事の試行実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- （1） 休日には現場での作業などは一切行わない（現場を閉所する。）こと。
 - （2） 受注者が休日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、休日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施（安全訓練等によるパトロールは含まない。）
 - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
 - （3） 前号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

- (4) 休日の計画を変更する場合は、事前に監督員へ協議するものとし、事前に協議がない場合は休日とみなさない。ただし、降雨、降雪により、予定外の現場閉所とする場合は、現場着手前までに、その旨を速やかに監督員にメールまたはファクシミリにより連絡するものとし、休日とみなす。
- (5) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。